



平成19年12月14日
総務省九州管区行政評価局
おおにし かずお
(局長：大西 一夫)

自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視 《調査結果に基づく所見表示》

「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性（効率性）の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

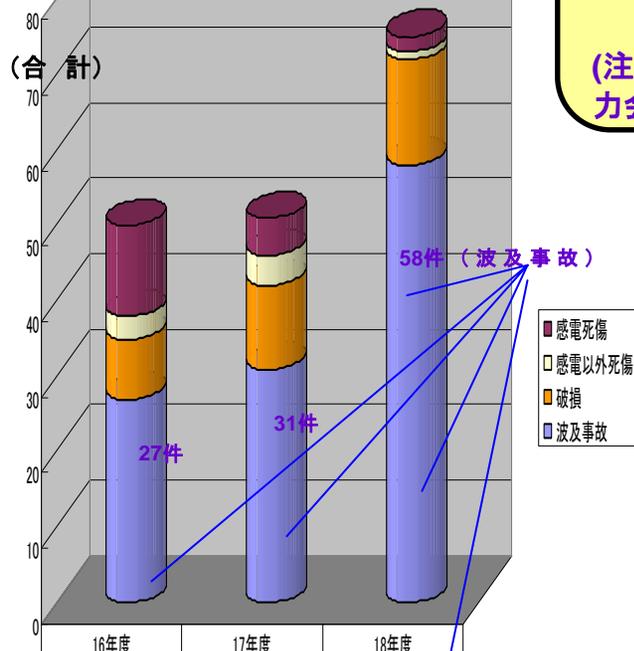
本行政評価・監視は、交通ターミナル、空港、病院、上下水道施設、興行場、スーパー、官公庁、学校、ホテル、工場などに設置されている高電圧で受・配電する電気設備などの自家用電気工作物の安全確保対策の実施状況について、九州で初めて調査したものです。

九州管区行政評価局、佐賀及び熊本行政評価事務所が、平成19年4月から12月にかけて自家用電気工作物の維持管理の状況を調査した結果に基づき、九州産業保安監督部に対して平成19年12月14日（金）に所見表示したものです。



背景

九州管内の電気事故の発生状況

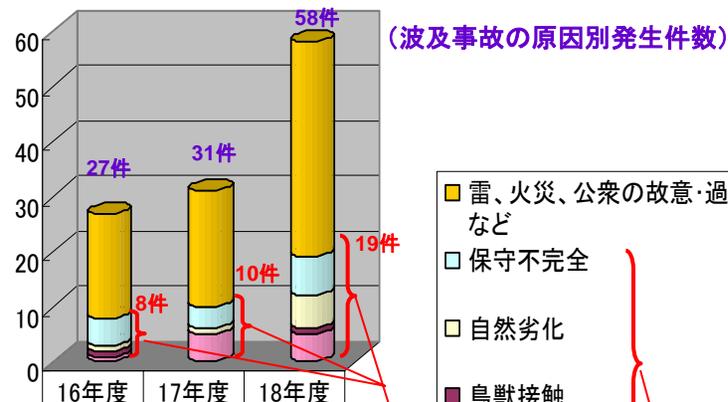


事故種別	16年度	17年度	18年度
感電死傷	12	5	2
感電以外死傷	3	4	1
破損	8	11	14
波及事故	27	31	58

○ 電気事故のうち、波及事故が近年増加。

○ 波及事故のうち、主として設置者等に責任があるとみられる「保守不完全」、「自然劣化」、「鳥獣接触」、「作業者の過失」を原因とする電気事故も近年急増(16年度8件、17年度10件、18年度19件)。

(注)「波及事故」とは、自家用電気工作物の損壊、故障、操作ミス等が原因で電力会社の変電所が停止し、周辺の住宅、ビル、工場などが停電する事故を指す。



原因別	16年度	17年度	18年度
雷、火災、公衆の故意・過失など	19	21	39
保守不完全	5	4	7
自然劣化	1	1	6
鳥獣接触	1	0	1
作業者の過失	1	5	5

波及事故で、主として設置者等に責任があるとみられる事故

所見表示事項

- 1 自家用電気工作物の適切な維持管理の推進
- 2 自家用電気工作物の保安体制の整備
- 3 立入検査の的確な実施
- 4 事故報告に基づく再発防止対策の徹底

所見表示先：九州産業保安監督部

所見表示日：平成19年12月14日(金)

1 自家用電気工作物の適切な維持管理の推進

制度の概要

・電気事業法では、公共の安全を確保する等の観点から、電気工作物設置者に対し、電気工作物の技術基準（注）適合維持等の義務を課すとともに、国（保安監督部）には、立入検査、改善命令等の権限を付与。

《電気工作物設置者》

- ① 電気工作物の技術基準適合維持
- ② 保安規程の作成・届出・遵守
- ③ 主任技術者の選任・届出

《保安監督部》

- ① 技術基準適合命令
- ② 報告の徴収
- ③ 立入検査 等

（注）人体への電撃の防止、漏電、地絡などによる火災の防止を図るため、電気工作物の材質、構造、防止装置等の基準などを定めた省令。

調査結果

福岡、佐賀及び熊本の3県にある自家用電気工作物設置4万3,684事業所（18年度末）の中から、抽出調査した42事業所において維持管理の状況を調査した結果、**自家用電気工作物の維持管理について不適切とみられる事例**がみられた。

① 電気工作物が技術基準に適合していないため、電気事故が発生するおそれがあるもの（13事業所）。

（福岡6、佐賀4、熊本3）

（主な事例）

- ・ 低圧引込線に人が容易に触れるおそれがある。
- ・ 架空電線が垂れ下がっている。
- ・ 高圧引込みケーブル用の構内電柱の足場金具が1.8メートル未満の位置にある。
- ・ 電線路に植物が巻きついている。

② 近い将来、技術基準不適合になる可能性が高いと認められるもの等（10事業所）。（福岡4、佐賀5、熊本1）

（主な事例）

- ・ 高圧受配電設備等の充電部に取扱者以外の者が容易に触れるおそれがある。
- ・ 洗車機の横に設置されている自動制御盤がさびで腐食し穴が開いており、水が入るおそれがある。
- ・ 高圧受配電設備を格納する建物に隙間があり、小動物が侵入するおそれがある。

③ 保安規程に定める点検を実施していないもの（7事業所）。（福岡4、佐賀2、熊本1）

④ 保安教育又は訓練が適切に行われていないもの（6事業所）。（福岡3、佐賀1、熊本2）

○上記①の中には、主任技術者から、技術基準に適合しないおそれがあるとして早急に改善が必要と指摘されているにもかかわらず、そのまま放置しているもの（4事業所）。（福岡2、佐賀1、熊本1）

○上記③の中には、主任技術者から、年次点検を実施していないことを指摘されているにもかかわらず、実施していないもの（1事業所）。（福岡1）

所見表示

- ① 当局が把握した不適切とみられる事例については、その設置者に対し、速やかに改善措置を講ずるよう指導すること。
- ② 今回の指摘事項については、当局が調査していない事業所においてもみられることが予想されることから、すべての主任技術者に対し周知の徹底を図ること。

2 自家用電気工作物の保安体制の整備

制度の概要

- ・ 電気工作物を設置する者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任しなければならない。
- ・ なお、比較的規模の小さい電気工作物設置事業者では、保安の監督に係る業務を外部へ委託可能。
- ・ 保安監督部では、主任技術者未選任等事業所の解消のため、
 - ① 毎年度3回、1年以上主任技術者を選任していない又は保安管理業務を外部に委託していない事業所(未選任等事業所)を把握し、電気主任技術者の選任・外部委託状況調査を実施し、主任技術者の選任又は外部委託を促して、主任技術者の未選任等状態の解消に努力。
→未選任等事業所数:平成16年度末1,050事業所、17年度末858事業所、18年度末742事業所と減少。
 - ② また、法第107条第3項に基づく立入検査を行って、主任技術者の選任又は外部委託の指導を行い、主任技術者の未選任等状態の解消に努力。
→平成16～18年度:立入検査により15事業所で未選任等解消。

調査結果

- (1) 主任技術者未選任等事業所の未選任期間をみると、
1年以上未選任：九州管内513事業所
(管内78,421事業所(18年度末)の0.7%)。
うち、5年以上未選任等事業所は、210事業所。(平成19年5月11日現在)
この中には、不特定者が利用する旅館・ホテル、病院・医院、スーパー、遊技場等55事業所が含まれている。

主任技術者未選任等事業所の513事業所の内訳

1年以上2年未満	2年以上5年未満	5年以上
59	244	210
11.5%	47.6%	40.9%

- (2) 2年以上主任技術者を未選任等としている454事業所(管内)の中から、抽出した3事業所において、自主保安の状況等を実地調査した結果、
3事業所すべてで、(福岡2、熊本1)
 - ① 保安規程が未作成又は保管されていないため、その存在を確認できない、
 - ② 電気設備の点検が未実施である 等自家用電気工作物の自主保安の取組みが不適切な状況がみられた。
- (3) 5年以上未選任等事業所の中には、既に廃止のものもみられる。(佐賀1)

所見表示

- ① 主任技術者が長期間未選任等となっている事業所の設置者については、警告文書の送付、設置者に直接、選任又は外部委託の実施を促す等により、速やかにその解消を図ること。
- ② ①の措置を行うに当たっては、長期間未選任等となっている事業所について、未選任等事業所となっている理由の把握を行った上で、長期間未選任等の事業所台帳等を作成すること。

3 立入検査の的確な実施

制度の概要

- ・ 国(保安監督部)は、電気事業法の施行に必要な限度において、事業所に立ち入り、電気工作物や関係書類を検査。
 <<主な検査項目>>
 - ・ 電気主任技術者の執務の状況
 - ・ 保安規程の遵守状況
 - ・ 電気工作物の関係書類の整備状況
 - ・ 電気工作物の施設状況
- ・ 保安監督部では、原子力安全・保安院が定めた立入検査実施要領に基づいて、立入検査を実施。
- ・ 立入検査実施要領では、立入検査に基づく指摘事項について、必要に応じ、説明資料等を添付させ、改善報告書を提出させることと規定。
- ・ 自家用電気工作物への立入検査件数(対象：約7万8千事業所)
 →16年度108件、17年度110件、18年度65件

調査結果

- (1) 18年度の立入検査の実施状況
 - ・ 保安監督部が、電気事故後、速やかに立入検査を行い、事故の発生原因の分析等に努めているもの(5事業所)。(福岡2、佐賀1、熊本2)
 - ・ しかし、当局が調査した3県内(福岡、佐賀、熊本)に設置されている自家用電気工作物で、平成18年度に電気事故の発生した33事業所の中から7事業所を抽出してみると、
 事故報告詳報に添付された過去の点検結果をみると、電気工作物が危険な状態にあるにもかかわらず、速やかな対応が行われていないことが事故の発生原因の一因とみられるが、保安管理の実態を把握するための立入検査が行われていないもの(2事業所)。(福岡1、熊本1)
- (2) 立入検査における指摘事項の改善確認状況
 - ① 平成16～18年度の立入検査実施131事業所(福岡63、佐賀33、熊本35)の中から、保安監督部が技術基準不適合又は保安規程遵守義務違反等の指摘を行った85事業所(文書指摘60、口頭指導33)をみると、
 - 文書指摘60事業所のうち、改善の確認をしていないもの(15事業所)。(福岡4、佐賀5、熊本6)
 このうち、未確認9事業所を抽出してみると、当局の実地調査時にも未改善のもの(3事業所)(福岡1、佐賀2)
 - ・ 口頭指導33事業所のうち、技術基準不適合の疑いのあるもの、保安規程の遵守義務違反の疑いのあるもの及び近い将来、技術基準不適合の可能性のあるものについて、改善の確認をしていないもの(5事業所)。(福岡3、熊本2)
 - ② 改善報告書に、改善したことを確認できる資料等がない状態で受領し、改善措置が十分であるか確認できないもの(4事業所)。(熊本4)
- (3) 立入検査の際に指摘すべき事項等が見落とされていたもの(7事業所)。(福岡2、佐賀2、熊本3)

所見表示

- ① 事故報告詳報及び添付の点検記録等により、事故前の電気工作物の維持管理が不十分であったことも事故の一因ではないかがえる事業所については、保安管理の実態を把握するため、速やかに立入検査を実施すること。
- ② 立入検査結果に基づく指摘事項に対する事業者の改善措置状況については、確認を的確に行うとともに、未改善のものは、事業者へ、改善報告書等の提出を適時、的確に求めること。
 また、口頭指導についても、技術基準不適合の疑いのあるもの等については、改善措置状況の確認を的確に行うこと。
 さらに、改善報告書等には、説明資料等を添付することを徹底し、改善状況を的確に確認すること。

4 事故報告に基づく再発防止対策の徹底

制度の概要

- ・ 電気工作物を設置する者は、感電死傷事故、火災事故等が発生した場合には事故発生から48時間以内に電話等による速報を、また30日以内に報告書（事故報告詳細）の提出が必要。
- ・ 保安監督部は、事故報告詳細には資料を添付して報告するよう指導。

調査結果

平成16～18年度に電気事故が発生した71事業所（福岡41、佐賀10、熊本20）の事故報告詳細をみると、

- ① 30日以内に再発防止対策を講ずることが困難である等の理由から、「対策を講ずることになっている」又は「講ずることを計画している」としているものがあるが、これらについて、**その後の措置結果を報告させていないなど、保安監督部による措置結果の確認が行われていないもの**（16事業所）。（福岡11、佐賀3、熊本2）

なお、実地調査した中には、

事故報告詳細を保安監督部に提出した際に、保安監督部から、措置済みとなった時点での再発防止対策の実施結果が分かる写真等の資料の提出を求められていたものの、保安監督部の督促がなかったなどの理由から、再発防止対策の措置結果が分かる写真等の資料が提出されないままとなっているもの（1事業所）【佐賀・平成18年度】。

- ② 保安監督部では、事故報告詳細の報告に際し、再発防止対策を講じたものについては、内容、状況が確認できる資料等を添付して報告するよう指導しているが、これが添付されておらず**再発防止対策として十分であるかどうかの確認ができないもの**（2事業所）。（福岡1、熊本1）



所見表示

- ① 再発防止対策を今後実施予定としている事故発生事業所については、措置結果の確認を徹底すること。
- ② 再発防止対策が措置済みであることが確認できる資料等を添付していない事故発生事業所については、措置済みの内容が確認できる資料等を添付し報告を行うよう指導を徹底し、措置が図られたかの確認を的確に行うこと。